

船舶事故調査報告書

平成23年8月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 山本 哲 也
委員 石川 敏 行
委員 根本 美 奈

事故種類	衝突（定置網）
発生日時	平成22年3月19日（金） 15時07分ごろ
発生場所	和歌山県那智勝浦町宇久井港東方沖 宇久井駒埼灯台から真方位096° 1,820m付近 （概位 北緯33° 38.8′ 東経135° 59.9′）
事故調査の経過	平成22年7月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート アプト、13トン 260-29663 広島、株式会社アプト 11.25m (Lr) × 4.44m × 2.20m、FRP ディーゼル機関2基、470.80kW（合計）、平成4年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 43歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年12月8日 免許証交付日 平成19年11月28日 （平成24年12月7日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 左舷プロペラ翼曲損 定置網 網の錨綱損傷
事故の経過	本船は、船長ほか4人が乗船し、約18.0ノットの対地速力で手動操舵により熊野灘を南西進した。 船長は、キャビン上方に設けられた操縦席（フライングブリッジ）で操船して同乗者1人を見張りの補助に就け、右舷前方に寄港地である那智勝浦町勝浦港が近づいたので同港を見ながら航行中、平成22年3月19日15時07分ごろ、宇久井港東方沖に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）に衝突した。 本船は、プロペラが本件定置網に絡まって航行できなくなったので、船長が118番通報したのち、本件定置網を所有する漁業協同組合の所属漁船が来援して救助された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約2.6m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 上げ潮の初期
その他の事項	船長は、本船を広島県呉港に回航するに当たり、静岡県御前崎港、勝浦港及び香川県高松港に寄港する航行計画を立てていた。

	<p>船長は、航行する予定海域の海図やプレジャーボート・小型船用港湾案内などを船内に備えていたが、漁具定置箇所一覧図を入手していなかった。</p> <p>本件定置網は、漁業権者が和歌山県知事から免許を受けた「和定第14号」と称する定置漁業漁場の範囲内に設置され、本件定置網の4か所にそれぞれ1基の小型標識灯浮標（浮標体色は黄色であり、うち3基は海面上の高さが約3.0m、浮体径が1.4m、他の1基は海面上の高さが約3.8m、浮体径が1.3m）が設置されていた。</p> <p>船長は、過去に3回程度、本事故発生場所の沖を航行した経験があったが、本件定置網を見掛けたことがなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、宇久井港北東方沖を南西進中、船長が、右舷前方に寄港地である勝浦港が近づいたので同港に注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、本件定置網に設置された小型標識灯浮標に気付かずに航行し、同定置網に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、過去に本事故発生場所の沖を航行した際、本件定置網を見掛けなかったこと、及び漁具定置箇所一覧図を入手していなかったことから、本件定置網の存在を知らなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、宇久井港北東方沖を南西進中、船長が、適切な見張りを行っていなかったため、本件定置網に設置された小型標識灯浮標に気付かずに航行し、同定置網に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	